

鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について

1 概要

(1) 鳥獣保護区（指定期間：20年以内）

東京都では、鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる区域を鳥獣保護区に指定しています。なお、鳥獣保護区では狩猟が禁止されます。

※ 根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）」第28条

令和4年2月現在、39箇所48,635ヘクタールを指定しています。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区（指定期間：20年以内）

東京都では、鳥獣保護区の区域において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域を鳥獣保護区特別保護地区に指定しています。鳥獣保護区特別保護地区では、狩猟の禁止に加え、開発行為が規制されます。

※根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年7月12日法律第88号）」第29条

令和4年2月現在、8箇所2,887ヘクタールの特別保護地区を指定しています。

<要許可行為>

- ・建築物その他工作物の新改増築
- ・水面の埋め立て又は干拓
- ・木竹の伐採 など

2 自然環境保全審議会との関係

(1) 鳥獣保護区

- ・指定は、自然環境保全審議会への付議を要します。
- ・更新（存続期間終了後、区域を拡大したりするなどの変更が生じず、単なる期間の更新の場合。）は、自然環境保全審議会への付議を要しません。

(2) 鳥獣保護区特別保護地区

- ・指定及び更新（存続期間終了後、区域を拡大したりするなどの変更が生じず、単なる期間の更新の場合も含む。）は、自然環境保全審議会への付議を要します。